

南房総市富山畜産ふれあい牧場指定管理者募集要項

1 募集の目的

南房総市では、南房総市富山畜産ふれあい牧場の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、南房総市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年南房総市条例64号。以下「指定管理者条例」という。）及び南房総市富山畜産ふれあい牧場の設置及び管理に関する条例（平成18年南房総市条例175号。以下「設置管理条例」という。）に基づき、この要項により指定管理者を募集します。

2 施設の設置目的及び概要

(1) 設置目的

＜畜産振興のため、飼養管理の預託を受け、良好な育成管理を行い、その生産性の向上及び安定した畜産経営を推進するため設置する。＞

(2) 施設の概要

①名称 南房総市富山畜産ふれあい牧場

②所在地 千葉県南房総市荒川871番地

③施設概要

敷地面積 1.4 ha

内放牧地 1.3 ha

育成牛舎1号 1棟 375.84㎡

育成牛舎2号 1棟 701.16㎡

ふれあいの小屋 1棟 79.50㎡

作業庫 1棟 103.68㎡

堆肥舎 1棟 204.52㎡

※詳細については、別紙1のとおり

3 業務の範囲及び内容

指定管理者は、次の業務を行うものとします。

詳細は別に定める「南房総市富山畜産ふれあい牧場指定管理業務仕様書」に従い実施するものとします。

(1) 牧場の維持管理に関する業務

(2) 牧場の運営に関する業務

(3) 牧場の使用の許可に関する業務

- (4) 牧場内行為の許可に関する業務
- (5) 牧場の使用料の徴収に関する業務
- (6) その他牧場の設置の目的を達成するため必要な業務

4 指定管理者が行う管理の基準

設置管理条例の規定によるもののほか、その他規則等で定める管理の基準に従って、南房総市富山畜産ふれあい牧場の管理を行うものとします。

5 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日まで（5年間）

6 経費の取扱い

当該施設では使用料金制を導入するため、指定管理者は、南房総市が支払う当該施設の運営管理事業に要する経費（人件費、事務費、管理費〔光熱水費、保守管理費、修繕費等〕）のほか、利用者が支払う施設の使用料や自らが企画・実施する事業の収入等を、自らの収入とすることができます。

(1) 使用料

南房総市富山畜産ふれあい牧場の利用者が納付する使用料は、指定管理者の収入とします。なお、使用料の額は、設置管理条例第6条により指定管理者が南房総市富山ふれあい牧場運営委員会に諮って決定するものとする。

(2) 事業収入

南房総市富山畜産ふれあい牧場の設置目的に沿った自らが企画・実施する事業の収入等を自らの収入として収受することができます。

(3) 指定管理料

市は、南房総市富山畜産ふれあい牧場の管理に必要な経費を使用料金収入で賄えない分について指定管理料を支払います。

指定管理料は申請時の収支計画における提案価格を基本としますが、予算の範囲内となるので提案価格を下回る場合があります。具体的な指定管理料の金額及び支払い方法については、協議のうえ毎年度協定で定めるものとします。

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、経費の削減など指定管理者の経営努力により生じた余剰金については、原則として精算による返還を求めません。

また、使用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行わないものとします。

(指定管理料参考金額)

令和 8年度 8, 580千円

令和 9年度	8, 580千円
令和10年度	8, 580千円
令和11年度	8, 580千円
令和12年度	8, 580千円

7 応募資格

- (1) 南房総市富山畜産ふれあい牧場の設置目的を理解しており、募集施設と同等又は類似施設の管理運営業務に関して実績があること。
- (2) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。法人格の有無は問いません。
- (3) 次のいずれにも該当しない団体であること。なお、複数の団体で構成する共同事業体（以下「グループ」という。）の構成団体が該当する場合を含む。
 - ① 団体の代表者が法律行為を行う能力を有しない団体
 - ② 最近3年間、税（国税、県税及び市税）を滞納している団体
 - ③ 団体の代表者が、税を滞納している団体
 - ④ 本市における一般競争入札等の参加を制限されている団体（地方自治法施行令第167条の4第2項関係）
 - ⑤ 市から指定管理を取り消され、その取消の日から1年を経過しない団体（地方自治法第244条の2第11項関係）
 - ⑥ 市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6カ月を経過しない団体（地方自治法第244条の2第11項関係）
 - ⑦ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体
 - ⑧ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体
 - ⑨ 破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手續について申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）が成された団体
 - ⑩ 会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續きが終了していない団体
 - ⑪ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及びその利益となる活動を行うもの、その他暴力団との関与が認められる団体
 - ⑫ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体
 - ⑬ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から1年を経過しない団体。
 - ⑭ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない団体
 - ⑮ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体

- ⑯ 本市における指定管理者の手続きにおいて、虚偽の申立て等その公正な手続きを妨げた団体又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体

8 提出書類

(1) 提出書類

提出書類は、①から⑬までを順に並べA4判でクリップ留めしたものを、正本1部、副本12部提出して下さい。

- ①指定管理者指定申請書（別記第1号様式）
- ②事業計画書（別紙2）
- ③自主事業に関する事業計画書
- ④指定管理収支計画書
- ⑤定款、寄附行為、規約等（法人以外の団体にあつては、団体規約、構成員名簿等）
- ⑥登記簿謄本（法人の場合）
- ⑦欠格条項に該当しない旨の誓約書
- ⑧印鑑証明書
- ⑨貸借対照表、損益計算書及び実績報告書又は収支予算書及び収支決算書（直近3ヵ年）
- ⑩法人税納税証明書、消費税納税証明書（直近2ヵ年）
- ⑪役員の名簿及び履歴書
- ⑫団体の設立趣旨、沿革及び事業の概要を記載した書類（パンフレット等）
- ⑬プレゼンテーション用資料

9 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和7年9月2日（火）から令和7年10月10日（金）まで。
（土曜、日曜、祝日を除く。）

(2) 配布時間

午前8時45分から午後5時まで

(3) 配布方法

南房総市農林水産部農林水産課で配布します。
南房総市のホームページからダウンロードできます。
(<http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>)

10 募集に係る説明会の開催

募集に関する説明会を開催します。応募予定者は必ず出席して下さい。

(1) 開催日時

令和7年9月10日（水）午後2時

- (2) 開催場所
南房総市富山畜産ふれあい牧場
- (3) その他
参加人数は1団体2名まで
参加に当たっては、募集要項等を持参ください。

11 質問の受付

- (1) 受付期間
令和7年9月2日（火）から令和7年10月10日（金）まで。
（土曜、日曜、祝日を除く。）
- (2) 受付時間
午前8時45分から午後5時まで
- (3) 受付方法
質問票（書式は自由です。）に記入の上、電子メール又はFAXで送付してください。
- (4) 回答方法
質問受付後、数日以内に電子メール又はFAXで回答します。

12 応募方法

- (1) 受付期間及び時間
 - ①受付期間
令和7年9月11日（木）から令和7年10月10日（金）まで
（土曜、日曜、祝日を除く。）
 - ②受付時間
午前8時45分から午後5時まで
 - ③受付場所
南房総市農林水産部農林水産課
 - ④受付方法
受付場所へ持参して提出して下さい。

13 選定方式及び基準

- (1) 選定方法
提出書類の審査及びプレゼンテーションにより、南房総市富山畜産ふれあい牧場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定し、総合点数方式により指定管理申請者の順位を決定します。選定委員会は、応募事業者が1者であった場合でも行い、原則非公開により行います。
応募団体のプレゼンテーションの時間、場所等については提出期限後に別途通知します。

(2) 選定基準

①審査における評価項目と配点は別紙3のとおりです。

指定管理候補者の選定に当たっては、選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理候補者として選びます。

(3) 指定管理候補者の選定

選定委員会は、審査による総合得点が60点以上の者について、指定管理候補者として選定する。

指定管理候補者が1者であったときは、最終指定管理候補者として選定する。

指定管理候補者が複数あったときは、審査による総合得点の最も高い者を最終指定管理候補者として選定する。

選定委員会は、最終指定管理候補者に指定管理業務を履行できない事由が生じた場合は、審査において次順位以下となった指定管理候補者のうち、総合得点が上位であったものから順に当該指定管理業務の交渉を行うことができる。

市長は、選定委員会から報告された審査結果を審議の上、指定管理候補者を決定する。

(4) 選定結果の情報公開

選定委員会の審査結果は、南房総市ホームページにより公開します。

14 選定結果の通知

応募団体あてに、令和7年11月上旬までに通知します。

15 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定された団体については、令和7年12月の南房総市議会定例会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

16 協定書の締結

申請時に提出された事業計画書の内容を踏まえ、施設の管理や事業に関する細目的な事項や管理に要する経費等を指定管理者と協議し協定を締結します。協定は指定期間を通じて基本的な事項を定めた「基本協定書」と年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度協定書」を締結します。

17 事業継続が困難となった場合等の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、市長は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市長は指定管理者の指定を取り消すことができます。

- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設管理の継続が困難と認められる場合は、市長は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合は、指定管理者は市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 天変地異等の不可抗力及び公益上の理由等による事情変更の発生、その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により施設管理の継続が困難となった場合は、市と指定管理者は施設管理の継続の可否について、協議するものとします。

18 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とします。
- (2) 申請者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがあります。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微なものを除く）
- (4) 次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効とします。
 - ①申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき。
 - ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - ④虚偽の内容が記載されているとき。
 - ⑤その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 公募施設に対して複数の申請を行うことはできません。
- (7) 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、公募や選定に係る公表をする場合やその他市が必要と判断するときは、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (8) 申請の辞退は、選定委員会開催の前日までに限り、書面をもって行うことができます。ただし、この場合においても申請書類は返却しません。
- (9) 再度の選定について
次の場合には、再度の選定を行うことがあります。
 - ①応募がなかった場合
 - ②応募があったもののいずれも適切な提案でなく、候補者が選定できない場合
 - ③選定の結果を通知した後に次の事情で指定管理者に指定できない場合
 - ア) 議会において指定の議案が否決されたとき。
 - イ) 倒産、解散等の状態により、団体としての能力や存在をなくしたとき。
 - ウ) 応募資格がなかったことが判明したとき。
 - エ) 提出書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (10) 指定管理候補者が、自らの責任において管理運営のための準備行為をすることは何ら支障のないものであるが、指定議案が市議会において否決された場合には、損害等を請求することはできないものとします。
- (11) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は、南房総

市情報公開条例（平成 18 年条例第 10 号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開に際しては、次の表「公開対象文書及び公開基準」に基づき取り扱うものとします。

「公開対象文書及び公開基準」 凡例 ○：公開 △：部分公開（注 1）×：非公開

対象文書の名称 (例示)		指定管理候補者決定前	指定管理候補者決定後 (注 2) (注 3)	
			指定管理候補者に係るもの	指定管理候補者以外に係るもの
提案事業者名		×	○	×
事業提案に関する書類	指定管理者指定申請書	×	△	△
	事業計画書	×	△	×
	収支計画書	×	△	×
法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	○	×
	財務諸表等	×	△	×
仕様書、実施要領		○	○	
指定管理候補者を選定するための選定基準評価項目、採点基準及び配点		○	○	
審査結果（注 4）		×	○	
審査結果通知書		×	○	△
審査委員会	委員名簿	×	○（注 5）	
	議事内容の記録	×	△	

（注 1）「△：部分公開」とは、条例第 6 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号の個人に関する情報、公にすることにより個人の権利利益を害すると認められるもの、当該法人等又は当該個人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められたもの、公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報を除く公開をいう。

（注 2）受託候補者の決定後であっても契約締結前は条例第 6 条第 5 号に該当し、選定に関する情報であり選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、非公開とする。

（注 3）辞退者に係る情報はこの基準の対象とせず、条例に基づき、開示の可否について判断する。

（注 4）審査結果は受託候補者決定後各審査委員の評価状況及び非受託候補者が特定できない形での公表とする。また、提案事業者に対しては自己の評価結果を審査項目に応じて各審査委員の評価状況が特定できない形で情報提供する

ことができる。

(注5) 審査委員会委員名簿は公開とするが、学識経験者等については非公開とすることができる。

19 その他

(1) 業務の再委託

指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、施設の管理運営を効率的に行う上で必要と思われる業務については、業務の一部を他の者に委託することができるものとします。

(2) 原状回復義務

指定管理者は指定が終了したときは、当該施設及び設備を速やかに現状に回復しなければなりません。

(3) 関係法令等の厳守

管理業務を行うに当たっては、次に例示する法令等を遵守してください。

①地方自治法

②南房総市富山畜産ふれあい牧場の設置及び管理に関する条例

③個人情報の保護に関する法律及び南房総市個人情報の保護に関する法律施行条例

④消防法、水道法その他施設、設備の維持管理、保守点検に関する法令

⑤労働関連法令

20 スケジュール

内容	日程
指定管理者募集要項の配布	令和7年9月2日から10月10日まで
説明会	令和7年9月10日
質問受付及び回答	令和7年9月2日から10月10日まで
応募書類の受付期間	令和7年9月11日から10月10日まで
選定委員会による審査	令和7年10月中旬
審査結果の通知	令和7年11月上旬
指定管理者の指定（議会の議決）	令和7年12月
協定書締結	令和8年3月

21 問い合わせ先

南房総市農林水産部農林水産課

〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28番地

TEL 0470-33-1071 FAX 0470-20-4592

E-mail nogyo@city.minamiboso.lg.jp

担当 農業振興係 小幡